

第68回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

SDエンターテイメント株式会社

上記の事項は、法令及び当社定款の規程に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://sdentertainment.jp>) に掲載することにより、株主の皆様を提供したとみなされる情報です。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	227,101	1,581,362	△304,537	△9,684	1,494,241
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			64,637		64,637
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	64,637	-	64,637
当連結会計年度末残高	227,101	1,581,362	△239,900	△9,684	1,558,879

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	16,064	16,064	1,510,305
当連結会計年度変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			64,637
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△4,842	△4,842	△4,842
当連結会計年度変動額合計	△4,842	△4,842	59,795
当連結会計年度末残高	11,221	11,221	1,570,100

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

エムシーツー株式会社

I Tグループ株式会社

株式会社フォーユー

当社は、2022年1月1日付で連結子会社であるI Tネクスト株式会社を吸収合併いたしました。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2) 棚卸資産

- ・商品・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社は建物（建物附属設備を含む）及び構築物は定額法、その他は定率法によっております。

また、連結子会社は定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

工具、器具及び備品 2年～15年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。

4) 長期前払費用

定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|--|
| 1) ヘッジ会計の方法 | 特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。 |
| 2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金 |
| 3) ヘッジ方針 | デリバティブ取引は借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 |
| 4) ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。 |

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

1) フィットネス収入

フィットネス施設の利用について、顧客との利用契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

フィットネス収入は主に会員からの会費や有料プログラムの利用料からなっており、会費は契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間にわたって収益を認識し、有料プログラムはサービス提供時に履行義務が充足されるため、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

また、プロテイン類等の商品販売に係る収益については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得して履行義務が充足されるため、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。なお、トレーニングウェア等の一部の商品については、他の企業から販売を受託していると判断される代理人に該当する取引であるため、顧客から受け取る額から当該他の企業に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

2) 保育収入

主に保育施設の利用について、顧客との利用契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

保育施設の利用は、顧客へのサービス提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、サービスの提供が完了した月を基準として収益を認識しております。

また、コンサルティング業務を行っており、保育施設の経営・教育コンサルティング、運営指導、園職員の研修に関し、顧客との契約に基づいてコンサルティングサービス等を提供する履行義務を負っております。当該サービスが提供される契約期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間にわたって収益を認識しております。

3) 介護収入

主に介護施設の利用及び訪問介護サービスの利用について、顧客との利用契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

介護施設の利用及び訪問介護サービスの利用は、顧客へのサービス提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、サービスの提供が完了した月を基準として収益を認識しております。

4) オンラインクレーンゲーム収入

オンラインクレーンゲームの利用について、顧客とのサービス利用規約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

ゲーム内におけるサービス提供時において、履行義務が充足されると判断し、当該サービスの提供時点において収益を認識しております。

5) 不動産賃貸収入

不動産管理業務について、顧客との不動産管理契約に基づき賃貸施設の管理や清掃等のサービスを提供する履行義務を負っております。

当該サービスは継続的に提供しており、履行義務は契約期間にわたり充足されるため、当該期間にわたって収益を認識しております。

なお、不動産賃貸業務については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5～10年間で均等償却しております。

⑧ 固定資産の圧縮記帳処理

固定資産取得費として一括で交付を受けた補助金及び工事負担金等は、固定資産の取得時に取得原価から直接減額をして計上しております。なお、連結損益計算書においては、補助金等の受入額を補助金収入として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益認識することといたしました。

これにより、一部の委託商品販売に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価は16,803千円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

さらに、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より独立掲記しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,669,976千円
無形固定資産	60,045千円
合 計	2,730,021千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、固定資産の減損の兆候の有無を把握するにあたり、各営業施設を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各営業施設の営業損益が継続してマイナスとなった場合、土地の時価が著しく下落した場合、あるいは退店の意思決定をした場合、著しい経営環境の悪化を認識した場合等に減損の兆候があるものとしております。各営業施設が保有する資産グループに減損の兆候がある場合には減損テストを実施し、各営業施設の主要な資産の経済的残存使用年数にわたって得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が同施設の固定資産の帳簿価額を下回っている場合には、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

固定資産の減損の兆候が把握された各営業施設の将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、各営業施設の営業継続及び退店の予測、取締役会において承認された各営業施設の収益予測及び営業利益予測、主力事業であるフィットネス利用者の入会・退会予測、施設のリニューアル予定等の重要な仮定に基づいており、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休会又は退会されたフィットネス会員数が元に戻るには相当の期間を要するものと考えております。このような仮定は不確定要素が多く、上記の仮定に状況変化が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加の減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 1,430千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、次年度の予算を基礎に見積った将来の課税所得に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得は、当社グループの予算を基礎として見積られますが、これは各営業施設の地域的特徴を加味した売上の成長見込み、人件費の推移及び施設の改修計画等、重要な仮定が含まれます。

また、次年度予算については、今後も新型コロナウイルス感染症拡大による影響が一定程度続くものと仮定し算出しております。これらの見積りにおいて用いた仮定は不確定要素が多く、将来の当社グループを取り巻く環境の変化により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	355,843千円
土地	1,086,461千円
計	1,442,305千円

上記の物件は、長期借入金453,737千円（一年内返済予定の長期借入金121,200千円を含む）の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,487,450千円

(3) 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物及び構築物	149,913千円
工具、器具及び備品	5,999千円
ソフトウェア	12,626千円
合計	168,540千円

(4) 財務制限条項

① 当社の長期借入金228,400千円（1年内返済予定の長期借入金57,200千円を含む）について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- 1) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2020年3月期を初回とし、以降の決算期で2期連続損失とならないこと。
- 2) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表に示される「純資産の部」の合計金額を、2020年3月期を初回とし、直前決算期の末日における連結の貸借対照表に示される「純資産の部」の合計金額の75%以上とすること。

なお、当社は上記財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関より、現時点においては当社の事業計画を遂行していく限り、期限の利益喪失請求権の権利行使は行わないことについて了承を得ております。

② 当社の長期借入金124,500千円（1年内返済予定の長期借入金34,000千円を含む）について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- 1) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2021年3月期を初回とし、以降の決算期で2期連続損失とならないこと。
- 2) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表に示される「純資産の部」の合計金額を、2021年3月期を初回とし、直前決算期の末日における連結の貸借対照表に示される「純資産の部」の合計金額の75%以上とすること。

なお、当社は上記財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関より、現時点においては当社の事業計画を遂行していく限り、期限の利益喪失請求権の権利行使は行わないことについて了承を得ております。

- ③ 当社の長期借入金73,328千円（1年内返済予定の長期借入金20,004千円を含む）について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ・ 2021年3月期を初回とする各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表の「純資産の部」の合計金額に親会社に対する債務を加算した金額に対し、借入金の合計金額（短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金、1年内償還予定の社債及び社債の合計）から親会社に対する債務を控除した金額の割合を150%以下に維持すること。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,997,000株	一株	一株	8,997,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。売掛金及び差入保証金に係る信用リスクは、経理規程の与信管理方針に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する上場企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期貸付金の内容は、店舗建物に対する建設協力金であります。

買掛金、未払金はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びリース債務は、設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

長期預り敷金保証金は、主に店舗に入居するテナントから預け入れられたものです。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	19,455	19,455	—
(2) 長期貸付金	42,308	42,308	—
(3) 差入保証金	814,108	719,657	△94,451
資産計	875,872	781,421	△94,451
(1) 社債(一年内償還予定を含む)	114,600	114,486	△113
(2) 長期借入金(一年内返済予定を含む)	1,313,725	1,205,548	△108,176
(3) リース債務(一年内返済予定を含む)	88,001	86,672	△1,329
(4) 長期預り敷金保証金	49,279	48,111	△1,167
負債計	1,565,606	1,454,818	△110,787

(*) 現金及び預金、売掛金、未収還付法人税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	19,455	—	—	19,455
長期貸付金	—	42,308	—	42,308
資産計	19,455	42,308	—	61,763

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	719,657	—	719,657
資産計	—	719,657	—	719,657
社債	—	114,486	—	114,486
長期借入金	—	1,205,548	—	1,205,548
リース債務	—	86,672	—	86,672
長期預り敷金保証金	—	48,111	—	48,111
負債計	—	1,454,818	—	1,454,818

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理による取引がありますが、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期貸付金

建設協力金の時価は、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、差入先の与信管理上の信用リスクを考慮して、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では北海道内において賃貸用の商業施設を有しております。

2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は206,674千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は主に売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、札幌市北区と白石区の不動産を売却しており、固定資産売却益は310,562千円（特別利益に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,085,911	△831,088	1,254,823	996,504

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度増減額のうち、増加額は不動産の改装による取得（2,200千円）、不動産の自社使用から賃貸使用への振替（2,164千円）であり、減少額は札幌市北区と白石区の不動産売却（806,856千円）、減価償却費（28,596千円）であります。

（注3）当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 175円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7円22銭 |

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

（単位：千円）

	ウェルネス事業	クリエイション 事業	不動産賃貸事業	その他	合計
フィットネス収入	990,918	—	—	—	990,918
インターネットカフェ収入	54,674	—	—	—	54,674
保育収入	1,960,395	—	—	—	1,960,395
介護収入	162,043	—	—	—	162,043
オンラインクレーンゲーム収入	—	226,964	—	—	226,964
その他の収入	—	1,609	1,658	261,909	265,177
顧客との契約から生じる収益	3,168,031	228,574	1,658	261,909	3,660,173
その他の収益	2,310	—	324,567	—	326,878
売上高	3,170,342	228,574	326,226	261,909	3,987,052

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（2）会計方針に関する事項⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、主にフィットネス収入にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、17,337千円であります。

10. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社は、2012年4月1日より確定拠出年金制度を採用しております。

(2) 退職給付費用の内訳

確定拠出年金への掛金支払額等 11,881千円

11. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を20～40年と見積り、割引率は0.0～2.3%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	174,773千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,430千円
時の経過による調整額	2,926千円
見積りの変更による増減額	1,035千円
資産除去債務の履行による減少額	△5,592千円
その他の増減額	△836千円
期末残高	<u>174,736千円</u>

④資産除去債務の見積額の変更

当連結会計年度において、退店等の新たな情報の入手や状況の変化に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用及び店舗の使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。
この結果、1,035千円を変更前の資産除去債務残高に加算しています。

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、建物賃貸借契約に基づき使用する本社事務所及び一部の店舗等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、原状回復を行う必要性が不透明である状況から資産除去債務を合理的に見積もることが困難なため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

12. 重要な後発事象に関する注記

債権取立不能のおそれ

当社の取引先である株式会社スガイディノスは、2022年5月30日付で札幌地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、受理されました。

当社の同社に対する債権は、55,549千円であり、当該債権のうち、取立不能見込額については、翌連結会計年度において貸倒引当金を計上する予定であります。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	227,101	1,256,096	325,265	1,581,362	61,000	△752,435	△691,435
事業年度中の変動額							
当 期 純 利 益				-		156,634	156,634
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				-			-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	156,634	156,634
当 期 末 残 高	227,101	1,256,096	325,265	1,581,362	61,000	△595,800	△534,800

	株主資本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△9,684	1,107,343	16,064	16,064	1,123,408
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益		156,634			156,634
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		-	△4,842	△4,842	△4,842
事業年度中の変動額合計	-	156,634	△4,842	△4,842	151,792
当 期 末 残 高	△9,684	1,263,978	11,221	11,221	1,275,200

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等
以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産 | |
| ・商品・貯蔵品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 建物（建物附属設備を含む）及び構築物は定額法、その他は定率法によっ
ております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3年～47年
工具、器具及び備品 2年～15年
なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償
却する方法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しておりま
す。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場
合には残価保証額）とする定額法によっております。 |
| ④ 長期前払費用 | 定額法によっております。 |

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、
回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に
帰属する額を計上しております。 |
| ③ 株主優待引当金 | 株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来
利用されると見込まれる額を計上しております。 |

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用し
ております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金 |
| ③ ヘッジ方針 | デリバティブ取引は借入金金利等の将来の金利市場における利率上昇による
変動リスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針でありま
す。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性
の判定に代えております。 |

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

1) フィットネス収入

フィットネス施設の利用について、顧客との利用契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

フィットネス収入は主に会員からの会費や有料プログラムの利用料からなっており、会費は契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間にわたって収益を認識し、有料プログラムはサービス提供時に履行義務が充足されるため、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

また、プロテイン類等の商品販売に係る収益については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得して履行義務が充足されるため、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。なお、トレーニングウェア等の一部の商品については、他の企業から販売を受託していると判断される代理人に該当する取引であるため、顧客から受け取る額から当該他の企業に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

2) 保育収入

主に保育施設の利用について、顧客との利用契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

保育施設の利用は、顧客へのサービス提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、サービスの提供が完了した月を基準として収益を認識しております。

また、コンサルティング業務を行っており、保育施設の経営・教育コンサルティング、運営指導、園職員の研修に関し、顧客との契約に基づいてコンサルティングサービス等を提供する履行義務を負っております。当該サービスが提供される契約期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間にわたって収益を認識しております。

3) 介護収入

主に介護施設の利用及び訪問介護サービスの利用について、顧客との利用契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

介護施設の利用及び訪問介護サービスの利用は、顧客へのサービス提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、サービスの提供が完了した月を基準として収益を認識しております。

4) オンラインクレーンゲーム収入

オンラインクレーンゲームの利用について、顧客とのサービス利用規約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

ゲーム内におけるサービス提供時において、履行義務が充足されると判断し、当該サービスの提供時点において収益を認識しております。

5) 不動産賃貸収入

不動産管理業務について、顧客との不動産管理契約に基づき賃貸施設の管理や清掃等のサービスを提供する履行義務を負っております。

当該サービスは継続的に提供しており、履行義務は契約期間にわたり充足されるため、当該期間にわたって収益を認識しております。

なお、不動産賃貸業務については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

(7) 固定資産の圧縮記帳処理

固定資産取得費として一括で交付を受けた補助金及び工事負担金等は、固定資産の取得時に取得原価から直接減額をして計上しております。なお、損益計算書においては、補助金等の受入額を補助金収入として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益認識することといたしました。

これにより、一部の委託商品販売に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価は16,803千円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,229,805千円
無形固定資産	24,928千円
合 計	2,254,733千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、固定資産の減損の兆候の有無を把握するにあたり、各営業施設を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各営業施設の営業損益が継続してマイナスとなった場合、土地の時価が著しく下落した場合、あるいは退店の意思決定をした場合、著しい経営環境の悪化を認識した場合等に減損の兆候があるものとしております。各営業施設が保有する資産グループに減損の兆候がある場合には減損テストを実施し、各営業施設の主要な資産の経済的残存使用年数にわたって得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が同施設の固定資産の帳簿価額を下回っている場合には、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

固定資産の減損の兆候が把握された各営業施設の将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、各営業施設の営業継続及び退店の予測、取締役会において承認された各営業施設の収益予測及び営業利益予測、主力事業であるフィットネス利用者の入会・退会予測、施設のリニューアル予定等の重要な仮定に基づいており、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休会又は退会されたフィットネス会員数が元に戻るには相当の期間を要するものと考えております。このような仮定は不確定要素が多く、上記の仮定に状況変化が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、追加の減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	△12,070千円
------------	-----------

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、次年度の予算を基礎に見積った将来の課税所得に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得は、当社の予算を基礎として見積られますが、これは各営業施設の地域的特徴を加味した売上の成長見込み、人件費の推移及び施設の改修計画等、重要な仮定が含まれます。

また、次年度予算については、今後も新型コロナウイルス感染症拡大による影響が一定程度続くものと仮定し算出しております。これらの見積りにおいて用いた仮定は不確定要素が多く、将来の当社を取り巻く環境の変化により見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	355,843千円
土地	1,086,461千円
計	1,442,305千円

上記の物件は、長期借入金453,737千円（一年内返済予定の長期借入金121,200千円を含む）の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,306,493千円

(3) 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物	73,732千円
----	----------

(4) 偶発債務

以下の関係会社の銀行借入金等に対し債務保証を行っております。

エムシーツー株式会社	100,000千円
I Tグループ株式会社	50,000千円
計	150,000千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	319,067千円
② 短期金銭債務	748千円

(6) 財務制限条項

① 当社の長期借入金228,400千円（1年内返済予定の長期借入金57,200千円を含む）について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2020年3月期を初回とし、以降の決算期で2期連続損失とならないこと。
- 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表に示される「純資産の部」の合計金額を、2020年3月期を初回とし、直前決算期の末日における連結の貸借対照表に示される「純資産の部」の合計金額の75%以上とすること。

なお、当社は上記財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関より、現時点においては当社の事業計画を遂行していく限り、期限の利益喪失請求権の権利行使は行わないことについて了承を得ております。

② 当社の長期借入金124,500千円（1年内返済予定の長期借入金34,000千円を含む）について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2021年3月期を初回とし、以降の決算期で2期連続損失とならないこと。
- 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表に示される「純資産の部」の合計金額を、2021年3月期を初回とし、直前決算期の末日における連結の貸借対照表に示される「純資産の部」の合計金額の75%以上とすること。

なお、当社は上記財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関より、現時点においては当社の事業計画を遂行していく限り、期限の利益喪失請求権の権利行使は行わないことについて了承を得ております。

③ 当社の長期借入金73,328千円（1年内返済予定の長期借入金20,004千円を含む）について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ・ 2021年3月期を初回とする各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表の「純資産の部」の合計金額に親会社に対する債務を加算した金額に対し、借入金の合計金額（短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金、1年内償還予定の社債及び社債の合計）から親会社に対する債務を控除した金額の割合を150%以下に維持すること。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当事業年度に、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金 額
東 日 本 地 区	営 業 店 舗	建物・構築物	72,857千円
西 日 本 地 区	営 業 店 舗	建物・構築物・ソフトウェア等	73,102千円
合 計			145,960千円

当社は、各店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。但し、処分予定資産については個別に取り扱っております。

上記の資産につきましては、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことや売却を予定していることから、それらの帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果、当期減少額145,960千円（建物116,289千円、構築物959千円、アミューズメント機器1,250千円、工具、器具及び備品9,036千円、ソフトウェア17,413千円、長期前払費用1,010千円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は売却見込額に基づき算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込まれないことから零円で算定しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

① 売上高	77,393千円
② 仕入高	317千円
③ その他の営業取引高	23,183千円
営業取引以外の取引による取引高	45,975千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	42,988株	一株	一株	42,988株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認	1,196千円
未払事業所税否認	2,202千円
未払社会保険料否認	1,144千円
賞与引当金	7,154千円
株主優待引当金	6,353千円
固定資産減損による評価損	109,562千円
資産除去債務	50,162千円
投資有価証券評価損	4,926千円
繰越欠損金	986,276千円
その他	3,504千円
繰延税金資産小計	1,172,485千円
評価性引当額	△1,172,485千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
金融商品会計差額金	△143千円
資産除去債務	△11,259千円
その他有価証券評価差額金	△667千円
繰延税金負債合計	△12,070千円
繰延税金資産の純額	△12,070千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4%
住民税均等割	10.2%
評価性引当額の増減	△89.9%
繰越欠損金の期限切れ	103.2%
抱合せ株式消滅差益	△49.7%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.0%

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	RIZAPグループ(株)	被所有 直接 59.64%	役員受入 等	資金の借入 (注1)	－	短期借入金	1,200,000
				利息の支払 (注1)	38,624	未払費用	105
				債務被保証 (注2)	197,828	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社はRIZAPグループ株式会社より資金の借入を行っており、借入金利は、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
2. 当社は金融機関からの借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	エムシーツー(株)	所有 直接 100%	役員 の 兼務	経営指導料の 受取 (注1)	2,400	未収入金	770
				債務の保証 (注2)	100,000	—	—
				保証料の受取 (注2)	99	未収収益	8
	I Tグループ(株)	所有 間接 100%	役員 の 兼務	保育業務受託 収入 (注3)	40,874	売掛金	44,951
				経営指導料の 受取 (注1)	2,400	未収入金	1,320
				債務の保証 (注2)	50,000	—	—
				保証料の受取 (注2)	49	未収収益	8
	(株)フォーユー	所有 直接 100%	役員 の 兼務	経営指導料の 受取 (注1)	2,400	未収入金	660

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、業務内容を勘案して決定しております。
 2. 当社はエムシーツー株式会社及びI Tグループ株式会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。なお、一定の料率に基づく債務保証料を受領しております。
 3. 保育業務受託収入については、一般的取引条件と同様に、市場価格、総原価等を勘案して決定しております。
 4. 出向者に係る人件費は、出向元の給与を基準に双方協議のうえ決定しております。
 5. 上記の取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 142円42銭
 (2) 1株当たり当期純利益 17円49銭

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 資産除去債務に関する注記

- (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を20～40年と見積り、割引率は0.0～2.3%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	165,060千円
時の経過による調整額	2,832千円
見積りの変更による増減額	1,035千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,920千円
期末残高	165,008千円

④資産除去債務の見積額の変更

当事業年度において、退店等の新たな情報の入手や状況の変化に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用及び店舗の使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この結果、1,035千円を変更前の資産除去債務残高に加算しています。

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、建物賃貸借契約に基づき使用する本社事務所及び一部の店舗等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、原状回復を行う必要性が不透明である状況から資産除去債務を合理的に見積もることが困難なため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

12. 重要な後発事象に関する注記

債権取立不能のおそれ

当社の取引先である株式会社スガイディノスは、2022年5月30日付で札幌地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、受理されました。

当社の同社に対する債権は、55,549千円であり、当該債権のうち、取立不能見込額については、翌事業年度において貸倒引当金を計上する予定であります。